




平成21年5月20日

各位

会社名  乾汽船株式会社  
代表者名 代表取締役社長 乾 新悟  
(コード番号9113 東証・大証第一部)  
問合せ先 総務部長 清田 昌宏  
電 話 03(3548)3272

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、平成21年6月29日開催予定の第93回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等、現行定款第9条第2項、第10条、第12条第3項について所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第7条の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 株主の権利行使に際しての手続きについて、株式取扱規則に定める旨を明確にするため、現行定款第13条について所要の変更を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月29日  
定款変更の効力発生日 平成21年6月29日

以上

【別紙】

定款一部変更案(下線部分は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第 7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</li> </ol>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</li> </ol>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>